

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年5月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第14号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条農林部の款農業計画課の項第10号中「農業共済事業」を「京都農業共済組合からの委託業務」に改め、同項第13号を削り、同項第14号を同項第13号とする。

附 則

この規則は、平成16年5月31日から施行する。

(総務局総務部文書課)